

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		いちよし証券株式会社		
■取組方針掲載ページのURL :		<a href="https://www.ichiyoshi.co.jp/about/cust">https://www.ichiyoshi.co.jp/about/cust</a>		
■取組状況掲載ページのURL :		<a href="https://www.ichiyoshi.co.jp/about/cust/fiduciary_duty">https://www.ichiyoshi.co.jp/about/cust/fiduciary_duty</a>		
原則 2	原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所
	【顧客の最善の利益の達成】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	方針2 「お客様の最善の利益」を図るべく、誠実・公正に業務を行います
原則 3	注 金金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。		実施	方針2 「お客様のためにやらないこと」「お客様のために為すべきこと」
	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合に、当該相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	方針3 「お客様の利益を損なわないとめ」に利益相反を適切に管理します
原則 4	金金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の開拓への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受けた場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係を有する企業を選ぶ場合		実施	方針3 「お客様の利益を損なわないとめ」に利益相反を適切に管理します
	【手数料等の明確化】 金融事業者は、顧客を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対象に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		実施	方針4 「お客様にご負担いただく手数料」を明確化します
原則 5	【重要な情報の分かりやすい提示】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	方針5 「重要な情報」をわかりやすく説明します
	注 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失(の)他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として定めたする顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断される理由を含む) ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響		実施	方針5 「重要な情報」をわかりやすく説明します 「リスク・リターン」を考えた分散投資をご提案します
原則 6	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することができるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合といふ場合に顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。		実施	方針5 パッケージ商品について
	注 3 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な情報提供を行なうべきである。		実施	方針5 「安心」してご投資いただく為のアフターフォロー
原則 7	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行なうべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合は、顧客において同様の商品の内容と比較することが容易となるように配慮した資料を用いて、リスク・リターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。		実施	方針5 「重要な情報」をわかりやすく説明します
	注 5 金融事業者は、顧客に対して情報を提供するには、情報が重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。		実施	方針5 「重要な情報」をわかりやすく説明します
原則 8	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。		実施	方針6 「お客様にふさわしい」商品やサービスをご提供します
	注 1 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関して、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の資産を確認した上で、ます、顧客のリスク等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切割合を検討し、それにに基づき、具体的な金融商品・サービスの選定を行なう。 ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自ら取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料等を含む)と比較しながら行なうこと。 ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行なうこと		実施	方針6 「お客様にふさわしい」商品やサービスをご提供します
原則 9	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。		実施	方針5 パッケージ商品について
	注 3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定し、公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解し定めた上で、自らの責任の下、顧客との適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。		実施	方針2 「お客様のためにやらないこと」「お客様のために為すべきこと」
原則 10	金融事業者は、特に、複数又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引に被害を受けやすい属性の顧客等に対する商品の販売・推奨等を行なう場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かり慎重に審査すべきである。		実施	方針6 「お客様にふさわしい」商品やサービスをご提供します
	注 5 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。		実施	方針7 研修について
原則 11	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複数種やリスク等の金融商品の特性等に応じて、製造会社として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者ににおいてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。		実施	方針6 「お客様にふさわしい」商品やサービスをご提供します
	注 7 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複数種やリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。		実施	方針6 「お客様にふさわしい」商品やサービスをご提供します
原則 12	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するよう設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	方針7 「お客様本位の業務運営」の職員に対する適切な動機付け
	注 金金融事業者は、各原則これらに付されている注を含む)に間にて実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替案の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。		実施	方針7 コンプライアンスは、競争力の源泉

補充原則 1	【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすとともに自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 基本理念	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <基本理念>  具体的な取組み状況 方針6 <「長期的な安定成長」を目指したサービス ドリーム・コレクションの提案>
	【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロセスにおける品質管理の実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 体制整備	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <体制整備>  具体的な取組み状況 方針6 <ドリーム・コレクション運用プロセス>
補充原則 2  注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通して、プロセスにおける品質管理の実効性を確保するための体制を整備すべきである。その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。  また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が満足されるよう情報連携すべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 体制整備	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <体制整備>  具体的な取組み状況 方針6 <ドリーム・コレクション運用プロセス>
	注 2  金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 体制整備	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <体制整備>  具体的な取組み状況 方針6 <ドリーム・コレクション運用プロセス>
補充原則 3  注 1	【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。  また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が満足されるよう情報連携すべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 金融商品の組成時の対応	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <金融商品の組成時の対応>  具体的な取組み状況 方針6 <お客様の運用ニーズに合わせた最適と思われる運用モデルをご提案>
	注 2  金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 金融商品の組成時の対応	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <金融商品の組成時の対応>  具体的な取組み状況 方針6 <お客様の運用ニーズに合わせた最適と思われる運用モデルをご提案>
補充原則 3  注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的のニーズ等を基準として具体的に定めるべきであり、顧客に応じて想定された販売方法(も留保すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客(例えば、元本投損の恐れのある商品について、元本確保を目的としている顧客等)も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるか想定する相成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に定めすべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 金融商品の組成時の対応	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <金融商品の組成時の対応>  具体的な取組み状況 方針6 <お客様の運用ニーズに合わせた最適と思われる運用モデルをご提案>
	注 3  金融商品の組成に携わる金融事業者は、製版全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たって、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者の情報連携等の改善や販売方法等に必要な改善を行なうとともに、商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 金融商品の組成時の対応	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <金融商品の組成時の対応>  具体的な取組み状況 方針6 <ドリーム・コレクション運用プロセス>
補充原則 4  注 1	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しににつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを改めたプロダクトガバナンスの体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製版全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 金融商品の組成後の対応	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <金融商品の組成後の対応>  具体的な取組み状況 方針6 <相続発生時・換金することなく運用資産のまま資産を承継「ドローレーパス」>
	注 2  金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの(ラグ)が適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品にによる貸付料等の付与が達成できなければ、金融商品の販売、他の金融商品との併合、線上償還等の措置を行なうとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 金融商品の組成後の対応	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <金融商品の組成後の対応>
補充原則 4  注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受け取るべきである。情報連携すべき内容により、良質な金融商品を販売するための活動を実施する場合、販売にあたる金融商品の販売者(業者)と販売する金融商品の販売者(業者)は、金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けなければならない場合には、必要に応じて金融商品の販売方との見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 金融商品の組成後の対応	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <金融商品の組成後の対応>
	注 3  金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 金融商品の組成後の対応	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <金融商品の組成後の対応>  具体的な取組み状況 方針6 <ドリーム・コレクション運用プロセス>
補充原則 5  注 1	【顧客に対するわかりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 顧客に対するわかりやすい情報提供	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <顧客に対するわかりやすい情報提供>
	注 2  金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対して、その運用体制について、現後の金融商品の商品性に応じた情報提供を行なうべきである。例えば、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資歴等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 顧客に対するわかりやすい情報提供	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <顧客に対するわかりやすい情報提供>
補充原則 5  注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なうべきである。	実施	プロダクトガバナンスへの取組み 顧客に対するわかりやすい情報提供	具体的な取組み状況 プロダクトガバナンスへの取組み <顧客に対するわかりやすい情報提供>  具体的な取組み状況 方針6 <「ホームページ」での情報提供>

【照会先】

部署	コンプライアンス部お客様相談室
連絡先	0120-054-144